十四　冬春なす	
野菜指定産地名	区域
はが野	栃木県真岡市並びに芳賀郡益子町及び市貝町
（略）	（略）

十五～二十五　（略） 二十六　冬春ピーマン	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
志布志	鹿児島県鹿屋市のうち旧輝北町の区域、曽於市、志布志市及び曽於郡
（略）	（略）

二十七・二十八　（略） 二十九　夏秋レタス	
野菜指定産地名	区域
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

三十　（略）

十四　冬春なす	
野菜指定産地名	区域
はが野	栃木県真岡市及び芳賀郡
（略）	（略）

十五～二十五　（略） 二十六　冬春ピーマン	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
志布志	鹿児島県鹿屋市のうち旧輝北町の区域、志布志市及び曽於郡
（略）	（略）

二十七・二十八　（略） 二十九　夏秋レタス	
野菜指定産地名	区域
胆振西部	北海道伊達市のうち旧伊達市の区域
（略）	（略）

三十　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　愛知県新城市下吉田字沢谷下二一の一（次の図に示す部分に限る。）、二

二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢谷下二一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山口県岩国市美和町北中山字西ノ上一六七四の二（次の図に示す部分に限る。）、一六七一、一六七三、一六七五の三、一六七六の一、字西浴一一四二四から一一四二七まで、本郷町本谷字迫垣内八四〇、八四一、字黒滝一〇四六五の一、一〇四六五の四、字背戸一〇五〇九、字兼ケ迫一〇五二四の一、字金迫一一五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ上一六七三（次の図に示す部分に限る。）、一六七一、一六七四の二、字西浴一一四二五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　山口県山口市陶字郷一〇九四三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字尾藪四〇二九・四〇三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字熊野谷五五六六の一、五五六六の二、字萩峠五五六七の二、五五六八の二、五五六九、五五七〇

二　指定の目的　水源の涵養（かん）